

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 29 年 6 月 19 日現在

機関番号：14701

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2016

課題番号：25380738

研究課題名(和文) 感化院における指導困難な障害児等への特別な処遇と分離処遇の展開

研究課題名(英文) Clarifying the Process of Teaching Delinquent and Special Needs Students with Various Disabilities

研究代表者

山崎 由可里 (YAMAZAKI, YUKARI)

和歌山大学・教育学部・教授

研究者番号：60322210

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,700,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、児童自立支援施設在籍児童のニーズに応じた処遇の保障という喫緊の現代的課題の原形を解明する研究の一環である。具体的には、感化教育において障害児問題が顕在化した、国立武蔵野学院設立から少年教護法制定時(1918-1933)における感化院長会議録や、児童自立支援施設所蔵資料等を分析の対象とし、感化法の対象規定とは別に定められた入院基準の具体例、家庭委託の形式をとる入院経路が最も多く、劣悪な家庭環境・義務教育未修了者や軽度知的障害の者の割合が高かったこと、入院可否決定のための児童鑑別所の設置や障害児学校設置など障害児のための分類処遇が感化法改正の論点に含まれていたこと、などを解明した。

研究成果の概要(英文)：This study is part of the history of education of reform schools in Japan. It examines the records of reform school directors/principals meetings and important records which belonged to some of the reform schools during the period from 1918 to 1933.

In this research, the following three points were clarified. (1) Although there were various government criteria for admission to reform school in addition to age, some schools, for example Tsuchiyamagakuen in Hyogo, adjusted them according to needs. (2) The most common reason for admission was the request of parents due to an unfavorable environment (e.g. poverty, violence, or single parent) or intellectual disability. (3) Issues in revising the Reform School Act included establishment of a child placement office and schools for children with disabilities.

研究分野：教育学

キーワード：感化法 感化教育 児童鑑別 少年教護法 国立武蔵野学院 土山学園 少年教護院調査要項

## 1. 研究開始当初の背景

総合的な児童保護法が存在しなかった戦前において、感化院(1933年より少年教護院)は、道府県に設置義務が課せられた唯一の児童保護施設であった。また、児童保護施設が未分化であったために、障害児や養育困難児など対象児のニーズに応じた処遇が未確立であった。そのため、感化院では、感化法や少年教護法で規定された対象児童(1900年感化法:8~16歳未満「親権者・後見人なく遊蕩・乞丐・悪交」なす児童、1933年少年教護法:14歳未満「不良行為を為し又は為す虞ある者」等)と入院児童の実態との間で不整合性が見られた。例えば、精神医学者の三宅紘一・杉田直樹・熊谷直三郎による全国調査(内務省社会局『感化院収容児童鑑別調査報告』1925)では、当時の診断水準に依る点に留意しなければいけないけれども、入院児童の約8割に「精神薄弱」あるいは「性格異常」の傾向が見られたこと、不就学や小学校低学年での中途退学者の割合が高く、集団生活の経験が乏しいこと、赤貧・貧困、継母・継父、虐待や遺棄など、劣悪な家庭環境出身者が大半であったことなどが明らかにされている。このような入院児童の法的な規定と実態との不整合性は、「問題行動」の背景に学力不振や貧困、発達障害等の課題を抱える現在の児童自立支援施設の入院児童の実態にも看取される問題である。この点について、児童自立支援施設等児童福祉施設における処遇困難児童への指導や処遇課題を歴史的視点から解明することが喫緊の課題であると指摘されている(二井・山崎他「感化教育史研究の到達点と今後の課題」(2011)『長谷川仏教文化研究所年報』)。入院児童の実態に即した分析には、上記の三宅等のような量的な入院児童調査だけでなく、入院児童の記録等の一次資料をもとにした個別具体的な事例の検討も不可欠である。しかしながら、そのような先行研究は、留岡清男(1964)『教育農場50年』などごくわずかである。このような先行研究の現状は、第1に、不良・浮浪少年中に内在する障害児の見落とし、第2に、公文書館や児童自立支援施設などが所蔵する一次史料発掘や保存・整理などが十分なされていないという史・資料的制約、第3に、各施設所蔵の入院児童記録の大半が個人情報にかかわるものであることなどが要因と考えられる。ただし第3の点に関しては、児童記録そのものを分析対象にしなくても、特別閲覧許可を得ての児童記録の閲覧だけでなく、各施設職員による児童の事例記録など匿名性を保持した資料による研究は可能である。本研究は、これら3点に着目し、先行研究の限界を克服する研究として位置づく。

## 2. 研究の目的

本研究は、感化教育史における教育実践の進展の検討を通して、児童自立支援施設や情緒障害児短期治療施設等の在籍児童の実態

と必要性に応じた処遇の保障という喫緊の現代的課題の原形を明らかにする研究の一環である。

これまで報告者は、1)感化教育を応用分野とする精神医学領域における治療教育思想と実践の研究、2)感化院長会議録や院長会議で採択された建議等をもとに、感化教育における障害児問題の顕在化と展開の変遷を明らかにした研究、3)感化院入院経緯や入院後の障害児等への特別な処遇の展開に関する研究に取り組んできた。以上の研究により、

感化教育の教育的機能が向上するに従って、独自の対応として、「特別学級」を開設した感化院や、学級開設に至らなくても障害児等に適した個別指導を試行した感化院が存在したこと(1910年代~)、感化教育とは相対的に独自性を持つ院外での処遇(障害児保護施設や特殊学校の設立など)の必要性が感化院長らに認識され、それが感化法改正要求の具体的な内容になったこと(1933年感化法改正・少年教護法の論点)などを解明した。そして、より精緻に処遇困難児童への指導や処遇課題を歴史的視点から解明するために、以下の2つの課題を見いだした。第1に「特別学級」など、特別な処遇の対象となった児童の実態とともに、そのような処遇を可能にした施設側の要因について分析し、「入院児童の実態と必要性に応じた処遇の実態」を明らかにすることである。第2に、児童の実態と施設側の要因とを合わせて分析し、入院後もななくの措置変更など、「入院児童の必要性に応じた処遇が講じられなかった理由」を明らかにすることである。しかし、これら2つの課題を明らかにするためには、これまで分析対象にしてきた『感化教育』等の雑誌や感化教育著書、感化院長会議等の議事録、児童自立支援施設発行の要覧などでは資料的に限界がある。そこで、以下に示すように、三宅鑛一らによる『感化院収容児童鑑別調査報告』や、これまでの研究の過程で所在を確認した感化院入院児童記録や入院児童調査等も用いて検討する必要がある。

## 3. 研究の方法

### (1) 分析の視点と対象

本研究では、感化教育における障害児問題が顕在化する1910年代から感化法の改正に該当する少年教護法制定(1933)年頃までを対象とし、感化法の目的(修身教育・国民教育の基礎となる初等教育・「独立自営」)および法的な対象規定と実際の運用(入院児童の実態)との整合性・不整合性に着目して、以下の資料を分析した。第1に、感化院刊行の要覧や感化教育関係著書、第2に、三宅ら精神医学者によるものや国立武蔵野学院、各地方感化院、児童研究所などでの独自の入院規定や入院児童調査(量的調査の分析)、第3に、『感化教育』等刊行物掲載の児童記録・事例報告の他、国・公立図書館や公文書館、児童自立支援施設等に保存されている児童記録

などの資料(個別の事例をもとにした質的調査)である。なお、原則非公開の児童記録については所蔵施設へ直接赴き、「特別閲覧」の申請による閲覧・整理・分析を行った。

#### (2) 具体的な研究課題

「感化法による入院対象の規定および各施設が独自にもつ入院規定との整合性・不整合性、入院児童の実態と必要性に応じた処遇の実態」の解明 入院経緯・理由・居住地域や家庭環境・就学状況・心身の状態等(三宅ら精神医学者による感化院入院児童調査、他の感化院による入所児童調査、感化院長会議録  
「入院児童の必要性に応じた処遇が講じられなかった理由」の解明 入院拒否、入院後短期間での国立武蔵野学院、少年保護団体や障害児施設等への措置変更の実態解明(国立武蔵野学院・他の感化院など) 感化院長会議録

#### 4. 研究成果

本研究では、主として2本の学術論文および3回の学会発表によって研究成果を報告した。上記の具体的な研究課題について明らかにした事項は、以下の通りである。

(1) 「感化法による入院対象の規定および各施設が独自にもつ入院規定との整合性・不整合性、入院児童の実態と必要性に応じた処遇の実態」の解明。

感化法における対象規定は、1900年感化法: 8~16歳未満「親権者・後見人なく遊蕩・乞丐・悪交」なす児童、1908年刑法改正に伴う感化法改正: 8~18歳未満「不良行為をなす又は為す虞」のある者、1923年少年法制定に伴う感化法改正: 「8~14歳未満「不良行為をなす又は為す虞」のある者と定められていた。同法制定時の「親権者・後見人なく遊蕩・乞丐・悪交」なす児童との規定は、戦前には総合的な児童保護法が存在せず、感化法が唯一児童保護事業に関わる法律だった点を反映したものとなっていた。その後の改正により、感化法による感化院入院の対象者は、「不良行為を為す又は為す虞」のある者を基本とし、少年法との関係で対象年齢が改正された。一方、感化院の中には感化法の規定とは別に施設独自の入院規定をもつものもあった。今回の資料調査で判明したのは、第1に、大阪修徳学院、土山学園、愛知学園など人口の多い自治体に所在する大規模な施設であったことである。第2にそれらの感化院にはいずれも「特別学級」が設置され、不就学児童や学力不振児、知的障害児らのための特別な処遇が講じられていたことである。

今回の研究期間においては、土山学園を取り上げ、「感化法による入院対象の規定および各施設が独自にもつ入院規定との整合性・不整合性、入院児童の実態と必要性に応じた処遇の実態」について検討した。土山学園を選んだ理由は、第1に開園当初より独自に精神科医を配置し、「特別学級」を開設して

いたこと、第2に、定期的に入所児童・退院児童の実態調査を実施し、学園要覧などの刊行物としてその結果をまとめており、それらの保管状態が良好であること、第3に、それらの資料により、児童の実態や入所経路、児童のニーズに応じた感化教育実践の有り様を明らかにすることが可能であったためである。

土山学園では、開園当初(1909年)より「土山学園規則」をもち、その第10条には、「感化法第5条に該当する者を入園せしむる所とす」とあり、感化法の規定(8~18歳未満「不良行為をなす又は為す虞」のある者)を用いていたことがわかる。初代園長早崎春香は、「児童保護学校」(埼玉監獄分監として川越と熊谷の二か所)と称した幼年監を設置した埼玉監獄獄典時代より、性行不良の児童には精神医学的な見地からの理解と働きかけが不可欠と認識していた。そこで、同郷で医師の池田千年を熊谷保護学校の校医として招いている。池田は校医をしつつ、呉秀三の元で精神科医として研鑽を積んだ。そして、兵庫県知事に請われ司法省を退職して県立感化院の土山学園初代園長となった早崎は、池田を土山へ招聘した。池田は、土山学園の園医兼教師として、「特別学級」(入園児童中の不就学児童、「低能児」「痴愚」などを対象)を担任した<sup>1</sup>(兵庫県立農工学校『農工学校三十年史』1940年)。

また、児童の入園に際しては、池田がひとりひとり診察をし、児童の行為、家庭状況や学校での様子などを総合的に判断して入園の可否を判断していた。そして、池田によれば、「余程精神病者とか低能者とか程度の強いのは除いて扱って居る」<sup>2</sup>(池田千年「保護児童の研究」『救済研究』1914年、pp.3-11)ものの、児童らに適した治療教育施設等が存在しないために「感化院では大抵何所でも低能者が混じって居るからそれだけは別に成るだけ離して特殊教育の内でも、又格別の低能児教室を設けて教育しなければならぬ」<sup>3</sup>(池田千年「保護児童の研究」『救済研究』1914年、pp.3-11)と土山学園の「特別学級」設置の必要性を指摘している。

上記のような感化院入所児童の実態をふまえて、早崎園長は兵庫県服部知事宛に「入院を許さるべき児童選択に関する意見」<sup>4</sup>と(1914年3月24日早崎より服部知事宛文書)題して、「当園開始(明治42年10月)以来、本年(大正3年)12月25日までに入園児童は128名……学校教育の程度は……未就学者は実に100分の10.2人の多数を占めたり」という児童の就学状況と精神病的取り扱いを必要とする者が少なくない点などを指摘し、以下の入所規定を提案している。「1. 学園は家庭の保護及び学校の教育を満足に受けがたき不運の児童を保護教育す。2. 学園に入所を許さるべき児童は……男子にして将来陸海軍の兵役に堪えるべき体力及能力を具有すると認めらるる者に限る。3. 精

神病者(白痴を含む)、不具者、身心異常者、トラホーム及伝染性皮膚病に罹れる者は入園を許可せず(以下、略)」である。その後、土山学園ではこれらの事項が入園手続き規定となっていた。一方で早崎は、相田良雄(内務省)に国立感化院開設の急務を訴え<sup>5</sup>、(1914年7月20日早崎より相田良雄宛書簡)且つ川越・熊谷保護学校と土山学園での特別な教育の必要性和有効性にもとづいて早急に国立感化院を設置し、地方公立感化院や代用感化院では処遇困難な(および入園不可とするような)児童の処遇を講じることの必要性を指摘している<sup>6</sup>(土山学園『参考資料』文書綴り)この時点で、土山学園での特別な教育の実施は入所児童の実態に応じた処遇であったと同時に、処遇困難児の受け入れ先として国立感化院設置が切望されていたといえよう。なお、

以上のような土山学園の事例から、以下の3点が明らかとなった。第1に、開園当初、入院対象を感化法に基づいて規定していても、入所児童(大半が家庭委託)に貧窮家庭出身で不就学・小学校中途退学者や精神病的児童の割合が高く、これらの児童のニーズに対応するために、「特別学級」開設など特別な処遇を講じる必要があったこと、第2に、土山学園の場合は精神科医(2代目園長の池田千年)が在職していたために、児童の医学的鑑別や治療、「特別学級」開設という条件が存在したこと、第3に、土山学園では特別な処遇を講じつつも感化教育の目的と入所児童の実態が合致しない問題については、入園規定を変更することや入所不可と考えられる児童の受け皿として国立感化院の早期開設を求めていたことである。

(2)「入院児童の必要性に応じた処遇が講じられなかった理由」の解明 入院拒否、入院後短期間で国立武蔵野学院等への措置変更の実態解明。

この課題については、東京を中心とした関東圏出身者の割合が高いものの、東北や東海圏はじめ地方の感化院を入院不可とされた者や、処遇困難として他の感化院から措置変更された児童を受け入れた国立武蔵野学院(1918年開院)に着目した。そこで、『武蔵野学院要覧』をはじめとした資料を分析の対象とした。具体的には、入院理由 心身の状態や 修学および家庭環境など入所児童の実態 入院児童における他の感化院からの転院例である。なお、武蔵野学院には精神科医が常駐し、「特別学級」も開設されていた。

第1に、入院理由としては、他の感化院と同様に窃盗や放火、悪癖、浮浪などが多いだけでなく、殺人や強盗など相対的に非行性(犯罪性)の高い事例の児童が散見された。非行性の高い入院者は、旧少年法(1922年)以前には16歳以上の者が中心であり、旧少年法後には非行性の高い者の総数が減少している。

第2に、入院児童の知能、学力、および医学的診断は以下のものであった。まず知能検査の方法に変化が見られるため、この結果の信憑性には留意すべきであるけれども、入院児童の精神状態については、1920年には「精神薄弱」約59%・「変質」約10%・「正常」約30%、1928年には「精神薄弱」約54%・「変質」約20%・「正常」約25%であった。加えて精神科医の診断として、「変質」児童には「精神薄弱」と変質傾向を併せ持つ者や、ヒステリー、神経質などの者も含まれていた。また、学力についても生活年齢より1~3学年下の者の割合が高かった。これは以下の修学状況にも関わるものと思われる。

第3に、修学状況については、開院以来、不就学者が在院したものの、年を追う毎に不就学者の数・割合共に減少していた。また、入院時の年齢(学年)と学歴を比較すると、小学校低学年での中途退学者が2割程度おり、その割合は毎年ほぼ同じであった。そして、家庭環境については、他の感化院と同様に両親ともに死別・離別、片親のみ、継母・継父の割合が高く、両親共に健在な児童は3割程度であった。また家庭の経済状況も下級から貧窮家庭の割合が約8割と劣悪であった。

第4に、地方感化院からの転院については、非行傾向が改善されず無断外出を繰り返す者、精神病的傾向や知的障害等がある者など、地方感化院で指導や処遇困難なケース、家庭の状況などにより、出身地から離れた施設への入院が適切と判断されたケースなどが看取された。

### (3)まとめと今後の課題

感化法と入所児童の実態との不整合性は、今回の研究期間で実施した資料調査では、大都市圏の規模の大きい感化院(武蔵野学院、大阪修徳学院、土山学園、愛知学園など)では、児童の実態が多様であったと同時に、医師や心理士などの専門職が配置されているところが多く、「特別学級」を開設するなどの特別な処遇を講じる条件があった。今後、今回資料調査が不十分だった小規模の感化院について検討する必要がある。

また、地方感化院から分離(転院)させられ武蔵野学院に転入したケースについて、武蔵野学院側の資料だけでなく、送り出した側による資料の発掘も必要である。

土山学園はじめ独自の入院規定をもつ施設が散見されたけれども、少年教護法制期に入ると「児童鑑別機関」の任意設置が法的に位置付いたこともあって、各少年教護院は独自の入院規定を明記するようになった。このことが明らかとなる資料を今回の研究期間に見つけることができた。この資料も含め、収集した資料の整理・分析と新たな資料発掘をすすめること、および教護の概念が施設外に拡大した少年教護法の性質をふまえ、今後、少年教護法制期における処遇困難児への特別な処遇と院外教護の実態の検討をすすめる

る必要がある。(「特別閲覧」により閲覧した資料で得た事項については割愛した)

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計2件)

Yukari YAMAZAKI. 査読有 (2016): “Educational Issues of Children with Disabilities in Reformatory Education: Around Act Reformation Act (1923-1933)” *Journal of Education Science-Ministry of Education and Training*, Vol.6(2), pp.149-152.

山崎由可里. 査読無 (2015) 「現代的自立論試論」寄宿舍教育研究会編『障害児の生活教育研究』第20号、pp.62-71.

〔学会発表〕(計3件)

Yukari YAMAZAKI “Educational Issues of Children with Disabilities in Reformatory Education” The third International Scientific Conference, Education for Students with Learning Disabilities and Students with Intellectual Disabilities. (Hanoi, 2016年6月17日)

山崎由可里 「感化法・少年教護法の対象規定と入所児童の実態に関する研究」社会事業史学会(宮城県石巻市・2016年5月14日)

山崎由可里 「感化院の入所規定と入所児童の実態に関する研究」日本特殊教育学会(東京都八王子市・2013年8月31日)

〔図書〕(計1件)

山崎由可里(2013) 「感化院長会議等に見る障害児問題の展開」『論集 現代日本の教育史3 幼児教育・障害児教育』日本図書センター、pp.578-600.

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：

国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等

#### 6. 研究組織

(1) 研究代表者

山崎 由可里 (YAMAZAKI YUKARI)  
和歌山大学・教育学部・教授  
研究者番号：60322210

(2) 研究分担者

( )

研究者番号：

(3) 連携研究者

( )

研究者番号：

(4) 研究協力者

( )